

# 固定資産税のお知らせ

令和3年度償却資産の申告を  
お忘れなく

償却資産とは、会社や個人事業主の方で、工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために使用している機械・器具・備品などのことです。

町内で償却資産を所有されている方は、1月1日時点の所有状況について毎年申告が必要です。

## 申告の対象となる償却資産

- ① 構築物（駐車場・看板等）
- ② 機械装置（工作機械・印刷機械等）

- ※太陽光発電設備も含む
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両・運搬具  
（台車・大型特殊自動車等）
- ⑥ 工具・器具・備品  
（ロッカー・パソコン等）

※太陽光発電設備について

個人で設置している家庭用以外の太陽光発電設備（野立て、アパート・工場の屋根等）も事業の用に供している資産となりますので申告が必要です。

## 原則として申告対象外のもの

- 土地・建物（一部建物を除く）
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告で、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得価額が20万円未満で、法人税・所得税の申告で、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる資産

※小型の農耕トラクターに農耕作業用トレーラー（けん引式農作業機）を装着して公道を走行する場合、けん引される農耕作業用トレーラーも軽自動車税（種別割）の課税対象となります。その場合はナンバーの交付申請手続きが必要となります。

## 申告の方法

○ 令和2年度に申告をされた方

12月上旬に申告書を送付しますので忘れずに提出してください。

○ 新規に申告される方

新たに事業を始めた方で申告する書類が必要な方はご連絡ください。

## 提出期限

令和3年1月29日（金）

中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等は、令和3年度の償却資産および事業用家屋の固定資産税・都市計画税が軽減になる措置を受けられます。

軽減措置を受けるには、中小事業者等に該当し、特定期間の事業収入が減少していることを町へ申告する必要があります。

なお、申告期限は償却資産と同様に令和3年1月29日（金）までとなります。

詳細については、町ホームページ、中小企業庁ホームページをご確認ください。

## 家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合（一部取り壊しも含む）は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外するための手続きが必

要となります。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

▼取り壊した家屋が登記されている場合  
法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することです。その土地、家屋の権利を証明するものです。

▼取り壊した家屋が未登記の場合  
未登記の家屋は、法務局に登記の情報がないため、町へ直接、届出が必要となります。

なお、課税対象となっている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

## 問い合わせ先

税務課資産税係 (32) 3126



佐久地域では、6割の方が利用!

## 確定申告は「e-Tax」を利用してみませんか?

感染症防止の観点からも、可能な限りご自宅からの申告にご協力を!

来年の確定申告は、e-Taxでご自宅から申告してみませんか?

マイナンバーカードとICカードリーダー、またはマイナンバーカード対応のスマホをお持ちの方は、ご自身のパソコンやスマホから申告することができます。混雑する税務署や役場の申告会場に行かなくても済むので、各種感染症のリスクを避けることができ、郵送料も不要です。

また、マイナンバーカードなどをお持ちでなくとも、事前に税務署でIDとパスワードを取得すれば、ご自宅のパソコンやスマホから確定申告ができます。ぜひ取得いただき、ご利用ください。なお、取得の際は、申告者ご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

## ID、パスワード発行の特設会場を設けます

ご自宅で申告するためのIDとパスワードを発行するための特設会場を設けます。特設期間中にお越しになれない方も、随時、佐久税務署本館1階でお手続きいただけます。

**期 間** 12月14日（月）～18日（金） 午前9時～午後4時30分  
**場 所** 佐久税務署 別館2階 ※感染防止のため、マスクの着用をお願いします。  
**注意事項** 以前の確定申告の際にIDとパスワードを取得された方は、次回も同一のものをご利用いただけますので、改めて取得いただく必要はありません。

問い合わせ先 佐久税務署（佐久市岩村田1201番地2）  
個人課税第1部門 0267(67)3462（直通）

## 町税の納め忘れはありませんか?

令和2年も残すところ1カ月となりました。税金の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。税金の納め忘れがあると、滞納となり延滞金等が加算され負担が大きくなってしまいます。税金の納め忘れがある場合には、お早めに納付をお願いします。

また、町では納税の公平性の確保と収納率の向上を目的に滞納処分を実施しています。

滞納処分とは、地方税法に基づいて行うもので、金融機関への預金調査や、勤務先への給与調査、生命保険、不動産、売掛金、年金、自動車などを調査し、財産を発見した場合には差し押さえを行い、滞納している税金に充てるものです。

随時納付相談を行っておりますので、納税でお困りのことがありましたら税務課収税係へご相談ください。

## 延滞金の計算例・・・10万円を納期限後180日滞納した場合

- ① 10万円×2.6%×30日÷365日≒213円
- ② 10万円×8.9%×150日÷365日≒3,657円
- ③ ①+②=3,870円 100円未満切り捨てし、3,800円が延滞金として加算されます。

## ◎納税は便利な口座振替で!

町では今年度から「口座振替キャンペーン」を実施し、対象者にクオカードを贈呈しています（詳細は、広報やまゆり6月号または町ホームページをご覧ください）。

口座振替により、預貯金から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、金融機関で現金納付をする手間が省けます。口座振替が可能な金融機関は、八十二銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、上田信用金庫、佐久浅間農業協同組合です。

税務課および上記金融機関窓口で専用の用紙がありますので、必要事項を記入してご提出ください。

問い合わせ先 税務課収税係 (32) 3126